平成２２年（フ）第３１３号
沖縄県那覇市寄宮３丁目18番54号　照屋マンション寄宮２－Ｃ
債務者　比嘉　正則
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３２３号
沖縄県那覇市天久２丁目２番18号　ブルースカイ101
債務者　前田　光也
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３２４号
沖縄県那覇市天久２丁目２番18号　ブルースカイ101
債務者　前田　秀子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３２５号
沖縄県那覇市繁多川５丁目３番20号　仲本アパート202
債務者　渡嘉敷里枝
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３２８号
沖縄県那覇市天久２丁目15番１号　フラワー花102
債務者　上原　麻衣
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３４６号
沖縄県中頭郡西原町字幸地146番地の１　県営坂田高層住宅615号
債務者　上江田憲一
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３５８号
沖縄県那覇市若狭１丁目17番５号　ＢＡＳＥ101
債務者　小松　豊和
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１７１号
青森県三戸郡南部町大字大向字湧口46番地18、前住所青森県三戸郡田子町大字田子字田子48番地の３
債務者　中村　代祐
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１９７号
青森県八戸市南類家４丁目３番４号　ピヤシリ102号、前住所神奈川県厚木市上依知908番地８　深井荘102
債務者　沼畑　裕民
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２１２号
青森県八戸市大字売市字観音下46番地３　カトレアＫ201号
債務者　佐藤由美子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２１７号
青森県三戸郡階上町大字角柄折字東平６番地244
債務者　木村恵美子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第４５号
兵庫県三木市別所町西這田156、旧住所神戸市西区北別府３丁目３－３―602
債務者　前田　　博
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２５５号
神戸市西区学園西町７丁目１番地735―704号
債務者　延原美佐子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２６７号
神戸市西区玉津町上池326番地の１　市住15―202号
債務者　酒井　静代
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２８１号
兵庫県明石市魚住町清水2220番地
債務者　梶原　源吾
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２８４号
神戸市西区竹の台２丁目16番地の３　１―303号
債務者　仙波　敏弘
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２８６号
神戸市西区樫野台５丁目２番地Ｃ―1305号、旧住所神戸市垂水区神和台３丁目12番地の23
債務者　神野　和代
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係